

■ 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（第一次改定）＜計画期間：令和6年度～令和11年度＞



重点事項

健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進



現状・課題

- ・ 災害発生時に二次的な健康被害（口腔清掃不良や口腔機能の低下により生じる誤嚥性肺炎の発症等）を防ぐため、口の中を清潔に保つことが重要
- ・ 避難生活の長期化により身体活動や口腔機能の低下が生じるため、口腔衛生や口腔機能の維持・向上の取組（歯科保健活動）が必要

取組

- ・ 都の災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定し、避難生活に係る歯科保健活動の内容を充実
- ・ 区市町村における災害時の歯科保健医療体制の整備に向けた取組を促進
- ・ 口腔衛生用品については、区市町村の対応を促すとともに、都民による備蓄の必要性を啓発

参考指標

災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルを整備している区市町村の数

11自治体 ⇒ 全自治体

災害時歯科医療救護活動ガイドライン（H29.12策定）

- 「東京都地域防災計画」に基づき、東京都全域、二次保健医療圏、区市町村における災害医療体制の概要や各機関の役割等の基本的な事項を記載した「災害時医療救護活動ガイドライン」に即して、災害時における歯科医療救護活動の方針を示したもの

- 近年の大規模災害において、避難生活を送るうえでの口腔ケアや口腔機能の維持、「食べる支援」等の歯科保健医療活動の重要性が認識
- 避難所運営や被災者支援で中心的役割を担う区市町村や、支援に従事する専門職を統括する歯科医師会、歯科衛生士会等による平常時からの体制構築を推進していく必要性

⇒ R7.3にガイドラインを改定

新たなガイドライン（R7.3改定）の変更概要

- ガイドラインの名称を「災害時歯科**保健**医療活動ガイドライン」に変更
- 災害時の**歯科保健医療活動**に関する記載を充実
 - ・ **応急歯科診療**の実施（歯科医師による口腔内の外傷に対する処置や、義歯の修理・調整、う蝕や歯周病の悪化に対する処置など）
 - ・ **口腔健康管理**の実施（主に避難所での歯科医師、歯科衛生士等による口腔ケアや歯みがき指導、歯科相談の実施など）
 - ・ フェーズごとの**歯科医療救護班の活動内容** 等
- **区市町村**が取り組むべき事項として「平常時における災害時歯科保健医療体制の構築」を新規追加
 - ・ 関係団体との情報通信手段の確認 ・ マニュアル・アクションカードの作成
 - ・ 口腔衛生用品の備蓄 ・ 関係団体との協議 ・ 訓練・研修の実施 ・ 地域住民への普及啓発

災害時歯科保健医療対策体制強化事業（R7年度）

1 目的

大規模災害時の二次的な健康被害（口腔清掃不良や口腔機能低下による誤嚥性肺炎の発症等）を防ぐため、避難所や被災者支援において中心的役割を担う区市町村による災害時の歯科保健医療活動の体制整備に向けた取組を促進

2 期間

令和7年度

3 事業内容（災害時歯科保健医療区市町村体制強化研修）

（1）概要

ア 基礎研修会

災害時歯科保健活動の重要性と区市町村の役割等を理解することで、今後の区市町村内における歯科保健医療体制整備に向けて中心的役割を担う職員を養成することを目的とした集合形式の研修会

イ 体制構築研修会

令和6年度に改定した災害時歯科医療救護活動ガイドラインに基づいて、区市町村が歯科保健医療活動マニュアルを策定・改定する際の具体的な考え方や対応等のノウハウを提供するハイブリッド形式（集合・オンライン）の研修会

災害時要配慮者への対応について

令和6年度災害医療協議会での報告

- 熊本地震や能登半島地震における災害時要配慮者への支援状況を踏まえ、超急性期・急性期の早い段階から、**災害関連死を防ぐための医療（治療）と保健・福祉（予防）の連携体制の構築**が必要。

- 
- ✓ 上記の課題を具体的に検討するため、令和7年度に**災害医療協議会のもとに新たに部会を設置**
 - ✓ 令和7年度に訓練での検証等を経て一定のまとめを行い、令和8年度に災害時医療救護活動ガイドラインへの反映を予定

災害医療協議会のもとに新たに「災害時要配慮者医療提供部会」を設置し、検討に着手

災害時要配慮者医療提供部会

■ 目的

首都直下地震を想定し、**発災直後の超急性期から**、各区市町村が、災害医療コーディネーターや災害薬事コーディネーターの助言を受けつつ、地区の医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力の下、**緊急医療救護所の開設運営と並行して、災害関連死を防ぐため**、都・関係機関の支援を受け、**避難所・福祉施設・在宅で避難する要配慮者に対して医療を提供できる体制を整備**する。

■ 目標・成果

首都直下地震発生時、各区市町村が、**緊急医療救護所の開設運営と要配慮者に対する医療提供を並行して実施できる医療救護等の活動体制**、及び外部からの応援チーム（DMAT、JMAT、日赤救護班など）の**受援体制を具体的に定める**。

■ 検討対象とする災害時要配慮者

高齢者、妊産婦、新生児、小児、透析患者、医療機器使用者、障害者

■ 参画メンバー

区市町村（島しょを除く全53自治体）、保健・防災・福祉、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、地区医師会、**地区歯科医師会**、地区薬剤師会、東京都医師会、**東京都歯科医師会**、日本DMAT、日本赤十字社東京都支部、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害時小児周産期リエゾン、東京都災害薬事コーディネーター、災害時透析医療ネットワーク、東京都看護協会、東京都助産師会、東京都JRAT、東京都医療ソーシャルワーカー協会、東京都立病院機構、東京都関係各局・部

令和7年度 関東ブロックDMAT訓練

訓練計画

- 目的：多摩東部直下地震を想定した、関東ブロックの各都県DMATや関係機関との連携による、病院支援及び医療搬送等の訓練を実施し、大規模地震時における医療救護活動の充実強化を図る。
- 訓練日時：事前訓練 令和8年1月30日（金）
※発災は1月30日（金）11時（訓練時間＝実時間進行）
本訓練 令和8年1月31日（土）
- 事後検証会：令和8年2月1日（日）午前中
- 想定地震：多摩東部直下地震（令和4年5月公表）
- 参加機関：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、厚生労働省、防衛省、東京DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT、JDAT、JRAT、透析医療ネットワーク、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護師協会、災害時小児周産期リエゾン、日本赤十字社、都立病院機構、東京都（関係各局）
- 訓練運営事務局：東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課
東京都立病院機構
DMAT事務局 関東ブロック担当